

事 務 連 絡  
平成20年 3 月 2 6 日

都道府県労働局労働基準部労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課化学物質評価室長

密閉方式のホルムアルデヒドガス滅菌器等に関する特定化学物質障害予防規則  
の適用について

ホルムアルデヒドをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 375 号）及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 155 号）によりこれまで義務づけられていた特定化学物質作業主任者の選任等に加えて、作業環境測定の実施等が義務づけられている。

一方、医療、歯科医療等の現場において、ホルムアルデヒドガス滅菌器等（以下、「滅菌器等」という。）が普及しているが、これらの機器の中には、密閉方式の装置で、かつ装置内での自動中和処理により、滅菌対象器具を滅菌後に取り出す際にホルムアルデヒドが別の化学物質に変化していることから残存しない状態になっているものがある。

このような滅菌器等を稼働させることにより行われる医療器具、歯科医療器具等の滅菌作業（滅菌対象器具の出入作業を含む。以下「滅菌等作業」という。）等を行う場合における特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）の主な措置の適用については下記のとおりであるので、了知されたい。

記

第 1 発散抑制装置について

ホルムアルデヒド水溶液を滅菌等に補給する作業及び滅菌器の点検作業（以下これらを「補給作業等」という。）並びに滅菌等作業について、ホルムアルデヒドのガスが発散しない場合は、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の設置は要しないこと。

第 2 作業主任者について

補給作業等及び滅菌等作業について、ホルムアルデヒドのガス等に労働者の身体がばく露されるおそれがない場合には、作業主任者の選任は要しないこと。しかしながら、例えば、補給作業等においてホルムアルデヒドが漏れいすることなどにより、労働者がホルムアルデヒドにばく露されるおそれがある場合には、作業主任者を選任の上、汚染され、吸引しないように作業の方法を決定し労働者を指揮させること等の措置を行う必要があること。

第 3 作業環境測定について

補給作業等及び滅菌等作業について、例えばホルムアルデヒドが存在しないことにより労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 21 号第 7 号の「特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場」に該当しない場合には、作業環境測定の実施は要しないこと。

また、当該作業場に該当する場合であっても、当該作業が臨時的頻度で実施されることにより昭和 46 年 5 月 24 日付け基発第 399 号の記の VI の 3 の(1)の「常時」に該当しない場合は、作業環境測定の実施は必要ないものであること。

ただし、法第 65 条第 5 項の規定により指示が行われた場合は、この限りでないこと。

#### 第 4 健康診断について

補給作業等及び滅菌等作業について、当該作業場所においてホルムアルデヒドのガスが発散しない場合には、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 13 条第 1 項第 2 号ヲの業務に該当しないことから、安衛則第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断は要しないこと。

また、ホルムアルデヒドのガスが発散する場合であっても、滅菌作業が臨時的頻度で実施されることにより安衛則第 45 条第 1 項の「業務に常時従事する労働者」に該当しない場合は、特定業務従事者の健康診断は必要ないこと。

なお、ホルムアルデヒドが漏えいし、労働者がホルムアルデヒドにより汚染され、又は吸引したときは特化則第 42 条の緊急診断を遅滞なく実施すべきことに留意すること。

#### 第 5 作業の記録について

補給作業等及び滅菌等作業について、当該作業が臨時的頻度で実施されることにより特化則第 38 条の 4 の「常時作業に従事する労働者」に該当しない場合は、特化則第 38 条の 4 に基づく作業の記録（労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要）は要しないこと。